

老朽管路の緊急点検と対策

1. 背景

これまでの下水道整備により、全国で、下水管路の延長は約38万km(平成16年度末)に達しており、更新時期を迎える管路は今後更に増加する。

下水管路の老朽化、道路交通量の増加等に伴い、年々、下水管路に起因する道路陥没が増加し、平成17年度は全国で約6,600箇所発生している。

道路陥没は、人身事故や道路交通障害などを引き起こし、社会的に重大な影響を与えかねない。安全確保のため、下水管路の定期的な点検・調査、更には計画的な改築・修繕を行う必要がある。

このため、従来、国土交通省として下水道管理者である地方公共団体に対して、その実施を要請している。

2. 地方公共団体に対する新たな要請

平成18年9月12日に、鉄道軌道、災害時における緊急輸送路等の重要路線に敷設してある下水管路について、敷設後の経過年数等を踏まえて、施設の老朽化等の状況を把握するために、緊急的に点検を実施し、その結果を踏まえて早急に対策を実施するよう、地方公共団体に要請した。

国土交通省としては、緊急点検及び対策結果について、当面の間、四半期に一度毎に報告を求め、地方公共団体の取り組み状況をホームページ等に公表するとともに、必要な対策が着実に講じられるよう、地方公共団体に求めることとしている。

(参考)

【今回の通知の対象施設】

- 軌道、緊急輸送路・避難路(車道)下に布設されており、布設後30年を経過した管路施設
- 軌道、緊急輸送路・避難路(車道)下に布設されており、布設後30年未満であっても布設条件等により通常以上の損傷が見込まれる管路施設
- 上記以外の社会的影響の大きい路線下に布設されており、敷設後長期間経過した下水道管路施設または経過年数にかかわらず布設条件等により通常以上の損傷が見込まれる管路施設